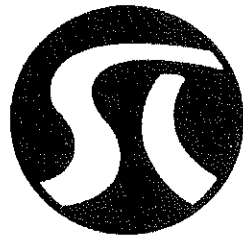


令和8年度

定時総会議案書

日 時 令和8年5月22日（金）
午前10時から

場 所 ホテル DATTEL（ダッテル）
伊達市末永町33-3



シルバー人材センター
シンボルマーク

※ 総会当日は、この議案書を必ずご持参ください。

公益社団法人 伊達市シルバー人材センター
伊達市山下町146番地8
TEL: 23-6448 FAX: 25-6960
メール: datesc@dream.ocn.ne.jp

令和8年度 定時総会 次 第

1	開会のことば	
2	理事長挨拶	
3	来賓祝辞・祝電披露	
4	議長選出・挨拶	
5	資格審査報告	
6	議 事	
	(報告事項)	
	報告第1号 令和7年度収支補正予算について	2
	(議決事項)	
	議案第1号 令和7年度事業報告について	6
	議案第2号 令和7年度決算報告について	17
	監 査 報 告	25
	(報告事項)	
	報告第2号 令和8年度事業計画について	27
	報告第3号 令和8年度収支予算について	31
	報告第4号 規則等の一部改正について	37
7	議長退任挨拶	
8	閉会のことば	

このあと、引き続き、親睦会定期総会を開催します。

(報告事項)

報告第1号

令和7年度 収支補正予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	171,250,000	6,600,000	177,850,000
受取配分金	135,000,000	5,300,000	140,300,000
受取材料費等	16,000,000	600,000	16,600,000
受取事務費	20,250,000	700,000	20,950,000
労働者派遣事業等受託収益	176,000	0	176,000
労働者派遣事業受託収益	176,000	0	176,000
介護予防・日常生活支援総合事業収益	458,000	476,000	934,000
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	450,000	362,000	812,000
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	8,000	114,000	122,000
受取会費	850,000	40,000	890,000
正会員受取会費	516,000	0	516,000
特別会員受取会費	8,000	0	8,000
賛助会員受取会費	326,000	40,000	366,000
受取補助金等	29,615,000	0	29,615,000
受取連合交付金	14,615,000	0	14,615,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000	0	15,000,000
雑収益	30,000	22,000	52,000
受取利息	10,000	7,000	17,000
雑収益	20,000	15,000	35,000
経常収益計	202,379,000	7,138,000	209,517,000
(2) 経常費用			
事業費	197,893,000	6,923,000	204,816,000
支払配分金	135,344,000	5,300,000	140,644,000
支払材料費等	16,000,000	600,000	16,600,000
給料手当	24,413,000	624,000	25,037,000
法定福利費	4,082,000	104,000	4,186,000
退職給付費用	1,268,000	180,000	1,448,000
福利厚生費	74,000	0	74,000
会議費	125,000	0	125,000
旅費交通費	740,000	0	740,000
通信運搬費	877,000	0	877,000
減価償却費	394,000	20,000	414,000
什器備品費	0	24,000	24,000
消耗品費	698,000	0	698,000
修繕費	0	79,000	79,000
印刷製本費	849,000	△ 80,000	769,000
光熱水料費	716,000	0	716,000
賃借料	3,383,000	0	3,383,000
保険料	1,425,000	60,000	1,485,000

諸謝金	10,000	0	10,000
租税公課	3,324,000	150,000	3,474,000
委託費	4,076,000	△ 270,000	3,806,000
研修費	0	0	0
訓練委託費	0	132,000	132,000
支払手数料	57,000	0	57,000
雑費	38,000	0	38,000
管理費	4,524,000	259,000	4,783,000
役員報酬	1,156,000	170,000	1,326,000
給料手当	339,000	58,000	397,000
法定福利費	59,000	8,000	67,000
退職給付費用	25,000	9,000	34,000
福利厚生費	1,000	0	1,000
会議費	36,000	0	36,000
役員等旅費交通費	239,000	0	239,000
通信運搬費	77,000	0	77,000
什器備品費	0	0	0
消耗品費	39,000	0	39,000
印刷製本費	99,000	10,000	109,000
光熱水料費	27,000	0	27,000
賃借料	162,000	0	162,000
保険料	92,000	4,000	96,000
諸謝金	10,000	0	10,000
租税公課	21,000	0	21,000
支払負担金	349,000	0	349,000
委託費	1,329,000	0	1,329,000
研修費	0	0	0
支払手数料	35,000	0	35,000
支払利息	146,000	0	146,000
貸倒損失	0	0	0
雑費	283,000	0	283,000
経常費用計	202,417,000	7,182,000	209,599,000
当期経常増減額	△ 38,000	△ 44,000	△ 82,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 38,000	△ 44,000	△ 82,000
一般正味財産期首残高	11,099,314	235,947	11,335,261
一般正味財産期末残高	11,061,314	191,947	11,253,261
Ⅱ 正味財産期末残高	11,061,314	191,947	11,253,261

収支補正予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科 目	予 算 額	補正予算額	予算現額
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
特定資産取崩収入	0	3,173,000	3,173,000
退職給付引当資産取崩収入	0	3,173,000	3,173,000
投資活動収入計	0	3,173,000	3,173,000
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	0	359,000	359,000
什器備品購入支出	0	359,000	359,000
特定資産取得支出	250,000	2,563,000	2,813,000
退職給付引当資産取得支出	250,000	2,563,000	2,813,000
投資活動支出計	250,000	2,922,000	3,172,000

2. 借入金限度額

令和7年度における短期借入金限度額は、5,000千円とする。

3. 事業収益増加に連動する費用の特例

受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金・支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

(議 決 事 項)

議案第1号

令和7年度 事業報告

1 概要

令和7年度事業計画の実施状況をみると、目標としていた会員数の達成は実現できませんでした。要因としては企業の定年年齢の引き上げや継続雇用の影響が考えられます。

契約金額については、目標額を達成することができました。

事業実施計画については、前年度から継続実施してきた事業に対し、創意工夫を凝らしながら取り組んでまいりました。

令和7年度から令和11年度までの5ヶ年度を計画期間とする第4次中期計画を昨年度策定し、1年度目を終えたところです。全体計画の基礎とするべく、2年目以降の取り組みに弾みをつけてゆくことが重要です。

当シルバー人材センターは、昭和56年に伊達市高齢者事業団として設立され、その後、社団法人、公益社団法人として認定されて今年で46年目を迎えました。

今後も公益社団法人として、就業と奉仕活動などを通じて地域社会に貢献し、高齢者の健康と生きがい対策に取り組んでまいります。

2 事業目標

(1) 会員数

令和6年度末に275名だった会員数は、令和7年度末は273名へと減少し計画目標の290名には届きませんでした。コロナ禍の令和3年度に300名を割って以降、会員数は微増減を繰り返しており、企業の定年延長制度等の影響が大きく、会員数の拡大に向けて厳しい状況が続いています。

(2) 契約金額

請負と派遣を合わせた受注件数は、3,186件で前年度比5.5%減少し、契約金額の総額は、配分金や事務費率の見直し等により、前年度比4%増加の1億7,928万円となり、計画目標の1億7,188万円を上回ることができました。

3 事業実施報告

(1) 全般

令和7年度も本センターが事業理念とする「自主・自立」と「共働・共助」のもと会員へ就業機会を提供し、地域社会への貢献と生きがいづくりに向け、

様々な事業活動に取り組みました。

一方、計画期間が最終年度となった第三次中長期計画は、会員の減少や高齢化の進行、労働市場の変化等により多くの目標値を達成できませんでした。

しかし、会員数や契約金額などは近年の推移を踏まえると一定の成果を上げており、厳しい状況は続きますが、今後は新しい「第4次中期計画」を礎として、各種センター事業の運営に努めてまいります。

(2) 会員拡大及び就業拡大への取組み

新規会員の加入促進は、安定的な受注を確保する上で重要となります。

したがって、入会説明会は毎月1回開催するとともに、そのうち4回を北海道シルバー人材センター連合会と連携した「高齢者活躍人材確保育成事業」として、チラシの新聞折り込みを行って開催することで、広く市民に周知した結果、17名の方に参加いただき、うち9名の方に入会いただきました。

また、2月の入会説明会は女性の入会促進を目標に、スーパーやスポーツ教室などの女性の目にふれやすい場所へポスターを掲示しチラシを配置し事前告知をし、説明会会場には絵手紙サークルと手芸サークルのご協力のもと、作品展示をしサークル活動の魅力をアピールのうえ説明会をおこないました。さらに説明後には、全米ヨガアライアンス認定講師による体験ヨガ教室も行いました。

○ 普及啓発活動

ア 会報「ふれあい」の発行

総務部会の編集により、伊達市シルバー会報「ふれあい」を計画どおり年3回（No. 156号、No. 157号、No. 158号）発行し、会員の意識高揚と連帯感を図るとともに、賛助会員や関係団体等にも配布し、事業の啓発に努めました。

イ チラシの発行

上記入会説明会チラシの新聞折り込みのほか、会員募集・就業紹介・サークル紹介等を兼ねたチラシを、伊達市の協力を得て5月に市広報誌へ折り込み全戸配布しました。また、2月の市広報誌には記事を掲載し、広く市民にシルバー事業を周知しました。

ウ カレンダーの発行

例年配布しているカレンダーを750部から320部へと制作部数を削減し経費削減に努めたうえで、会員へ配布しました。

エ 「会員ひとりが一会員入会運動」の推進

令和7年度も継続して行い7名の方が会員の紹介によって入会されており、

今後も地道に取り組んでいく必要があります。

オ 街頭啓発の実施

計画どおり6月と10月の年2回、市内金融機関前で実施しましたが、実施する場所が近接し過ぎていて効果に乏しいといった意見もあることから、実施場所等の見直しの検討が必要と思われます。

(3) 安全就業及び適正就業の推進

ア 安全就業

安全就業は、最も優先される重要課題です。繁忙期を迎える前の4月3日に「安全大会」を開催して、会員一同が安全宣言を行い、安全意識の徹底を誓いました。

また、事業部会による「安全サポート」は、期間を延長し4月から10月までの全16日間、就業先33か所を巡回し、就業環境の把握と安全指導に努めました。

傷害事故1件、物損事故4件（うち賠償事故0件、車両保険対応1件）と、前年度と比較して事故は1件増加しましたが、幸い重篤な事故はありませんでしたが、今後も安全に対する意識の向上に努める必要があります。

イ 適正就業

地域では労働力不足が顕在化しており、高齢者には重労働や危険が伴う就業、遠隔地での就業依頼についてはお断りする場合もありました。高齢者に適した臨時的・短期的・軽易な就業を行うことがシルバー人材センターの基本であることから、その社会的役割を果たすよう努めました。

しかし、会員数の減少と高齢化が進む中、マンパワーが必要となる新たな取組みには、他センターの事例などの情報収集と研究に努めていく必要があります。

(4) だて農業・漁業・大物産まつりへの出展

令和7年度事業計画に「新たな取組として、市内で開催されるイベントに伊達市シルバー人材センターとして出展し、市民の方々との交流を図り、地域に貢献することでセンター事業を積極的にPRします」と明記されていました。

令和7年度第4回理事会で当センターが出展するイベントをだて農業・漁業・大物産まつりとする事が承認され出展しました。

参加した会員は積極的に来場者に声掛けをし、PRに努めました。同イベントは地場産品の紹介、展示及び即売など「食」がメインテーマであり、センター

イベントで来場者の関心は「食」を指向していて、センターのPR活動とは大きなミスマッチがありました。継続実施も検討しましたが、期待するPR効果が得られないため打ち切ることとなりました。

今後は、より効果的なPRの場や方法を検討し、継続的に取り組むことが重要です。

(5) 公共奉仕活動

地域社会への貢献と、市民に親しまれるシルバー人材センターを目指し、会員によるボランティア活動を実施しました。

ア だてまち美化サポート事業

伊達市の「だてまち美化サポート事業」の活動として、7月4日に予定していた東浜海岸と大滝バス停の清掃は、雨天のため中止となりました。

イ 伊達ハーフマラソン・ボランティア

4月20日開催された「春一番伊達ハーフマラソン」に、会員19名が協力ボランティアとして参加し、約2,690名のランナーに給水活動を行いました。

ウ 雑巾、ウエスの寄贈

女性会員を中心に、年間を通じてウエスや雑巾の製作や収集を行い、福祉施設や病院に寄贈しました。その模様は室蘭民報に掲載されました。

(6) 独自事業

一時休止中の腐葉土・アロニアの両事業は、若生町の結実したアロニアを事業部会が収穫し、希望する会員に無料で配付した以外は特に活動はありません。

平成27年以来、伊達市から借り受けてきた16,000㎡に及ぶ東関内町のアロニア栽培地は荒廃が著しいことから、令和6年度をもって伊達市に返還しています。

(7) 地区会議の活性化

地区会議は年3回開催し、総務部会で報告書を編集し配布しています。会議で出された会員の意見は、役員と事務局で共有し、対応可能なものから適宜処理しています。しかし、参加率の低さや役員のなり手不足といった課題は引き続き残っています。

(8) スマホ教室の開催

スマートフォンの機能や操作に不慣れな会員がデジタル環境に慣れ、「会員クラウドサービス」を活用できるよう支援することを目指し、iPhone版、Android版のスマホ教室を開催して計10名の方が受講しました。その後も会員の皆様が事務局窓口に来られた際、事務局職員が会員クラウドサービスへのログインをお手伝いするなどし、令和7年11月末日の27.9%から、令和7年度末現在43.2%へと利用率が向上しています。

(9) 第四次中期計画

令和7年度から令和11年度の5ヶ年を計画期間とする第四次中期計画を策定しました。

(10) 事業推進委員会

伊達市の関係課や関係団体で構成する事業推進委員会を7月と2月に開催し、最近の事業概要や課題を報告し、情報交換を行いました。

(11) フリーランス新法

令和6年11月に施行された「特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）」については、個人事業主であるシルバー会員が対象となるため、必要となる事前の就業条件明示については、会員クラウドサービスを活用して対応しているところです。

(12) 伊達市受託事業関係

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

伊達市が主体となる地域支援事業として、高齢者の介護予防・日常生活支援等を行うもので、当センターは訪問サービスの指定事業者として継続実施しています。高齢者が高齢者を支援する事業として一定の評価を得ています。

令和7年度は、10名の利用者に対して会員9名が家事援助等の就業をしました。

イ 害獣駆除

伊達市からの委託を受けて令和2年度からアライグマ、キツネ等の害獣駆除を実施しており、令和7年度の駆除数は計373頭でした。就業には狩猟免許（わな猟免許等）と狩猟者登録が必要となることから、今後の人材確保が課題です。

1. 令和7年度請負就業月別事業実績（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

月	会員数	就 業			受注		配分金
		実人員	延実人員	延日人員	件数	金額	
4	273	185	384	1,876	195	11,754,655	9,769,768
5	274	211	766	2,726	372	19,241,407	14,954,330
6	274	211	1,005	3,060	465	20,405,784	15,682,301
7	276	217	940	3,100	428	22,299,159	17,141,347
8	277	216	921	3,148	395	21,674,374	16,823,062
9	280	226	887	3,080	390	21,782,240	17,026,957
10	279	208	640	2,563	281	16,100,413	13,149,676
11	281	197	415	2,057	172	12,691,610	10,467,461
12	282	161	266	1,606	130	8,863,616	7,128,772
1	283	152	238	1,571	123	8,345,080	6,264,975
2	285	143	221	1,440	111	6,544,155	5,687,555
3	273	156	267	1,451	119	8,191,484	6,812,733
計	273	260	6,950	27,678	3,181	177,893,977	140,908,937
前年度	275	257	7,366	30,132	3,366	170,453,942	135,599,231
前年比	99.3%	101.2%	94.4%	91.9%	94.5%	104.4%	103.9%

2. 令和7年度請負就業発注者別事業実績（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	年度	件数	延実人員	延日人員	配分金収入	事業収入
公 共	7年度	107	1,069	6,069	26,140,908	37,834,681
	前年度	102	1,105	6,272	23,856,302	34,019,849
	前年比	104.9%	96.7%	96.8%	109.6%	111.2%
企 業	7年度	1,139	2,564	16,320	91,794,447	107,914,514
	前年度	1,204	2,697	16,619	87,259,767	102,308,600
	前年比	94.6%	95.1%	98.2%	105.2%	105.5%
一 般	7年度	1,935	3,317	5,289	22,973,582	32,144,782
	前年度	2,060	3,568	7,241	24,483,162	34,125,493
	前年比	93.9%	93.0%	73.0%	93.8%	94.2%
独自事業	7年度	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0
	前年比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	7年度	3,181	6,950	27,678	140,908,937	177,893,977
	前年度	3,366	7,370	30,132	135,599,231	170,453,942
	前年比	94.5%	94.3%	91.9%	103.9%	104.4%

3. 令和7年度派遣就業実績（北海道シルバー人材センター連合会伊達市事務所分）
（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	年度	件数	実人員	延日人員	給与収入	事業収入
派 遣	7年度	5	8	282	1,054,642	1,386,046
	前年度	6	6	364	1,384,900	1,676,141
	前年比	83.3%	133.3%	77.5%	76.2%	82.7%

4. 就業実人員・就業率（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	会員数	就業者数	未就業者数	就業率（%）
男性	182	170	12	93.4%
女性	91	90	1	98.9%
合計	273	260	13	95.2%

5. 職群別事業実績（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

職群	受注 件数	就業人員 延日人員	受注金額			
			配分金	材料費	事務費	合計
技術的職業	45	959	5,408,765	0	756,990	6,165,755
事務的職業	107	1,301	7,787,420	3,515	1,113,335	8,904,270
サービスの職業	265	8,037	42,873,215	2,368,376	6,216,130	51,457,721
保安の職業	0	0	0	0	0	0
農林漁業の職業	505	3,517	23,732,906	1,341,145	3,354,174	28,428,225
生産工程の職業	58	432	3,293,300	698,003	493,247	4,484,550
輸送・機械運転 の職業	0	0	0	0	0	0
建設・採掘の職業	64	250	1,279,169	270,285	174,002	1,723,456
運搬・清掃・包装等 の職業	2,137	13,182	56,534,162	11,583,676	8,612,162	76,730,000
合計	3,181	27,678	140,908,937	16,265,000	20,720,040	177,893,977
6年度計	3,366	30,132	135,599,231	16,092,346	18,762,365	170,453,942
前年比	94.5%	91.9%	103.9%	101.1%	110.4%	104.4%

6. 月別実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
令和5年度	11,918,968	17,159,857	19,141,526	19,702,064	18,628,691	18,276,122	16,278,933	11,820,861	7,816,893	9,012,512	6,280,620	8,233,306	164,270,353
令和6年度	12,277,186	19,554,645	20,184,387	20,072,899	20,234,237	19,891,872	16,871,149	12,079,714	8,600,738	7,461,216	6,582,420	6,643,479	170,453,942
令和7年度	11,754,655	19,241,407	20,405,784	22,299,159	21,674,374	21,782,240	16,100,413	12,691,610	8,863,616	8,345,090	6,544,155	8,191,484	177,893,977

7. 登録状況・就業状況

（令和8年3月31日現在）

		60歳	60～	65～	70～	75～	80歳	合計	平均年齢	最高年齢
		未満	64歳	69歳	74歳	79歳	以上			
登録会員数	男	1	8	19	36	69	49	182	76.2	93
	女	0	5	11	23	32	20	91	75.3	93
	計	1	13	30	59	101	69	273	75.9	93
就業実会員数	男	0	5	18	32	70	45	170	76.5	93
	女	0	5	11	23	30	21	90	75.1	93
	計	0	10	29	55	100	66	260	76.0	93

会員の平均年齢		
男性	女性	全体
76.2歳	75.3歳	75.9歳

会員の最高年齢	
男性	女性
93歳	93歳

8. 地区別会員数

（令和8年3月31日現在）

地区名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
男	14	12	11	34	19	16	12	12	15	8	7	15	7	182
女	3	8	8	12	12	7	9	10	5	6	6	5	0	91
計	17	20	19	46	31	23	21	22	20	14	13	20	7	273

年月	記 事	年月	記 事
7.4	3日 安全大会/安全講習	7.10	1日 辞令交付
	7日 理事及び監事候補者選考委員会①		5日 だて農業・漁業・大物産まつり出店参加
	8日 三役部会長会議①		10日 三役部会長会議⑤
	16日 入会説明会		15日 街頭啓発
	17日 草刈講習会		18日 会員趣味の作品展準備 (親睦会共催)
	18日 ハーフマラソン・ボランティア		19日 会員趣味の作品展 ～20日 (親睦会共催)
	21日 理事及び監事候補者選考委員会②		21日 上期監査
	24日 6年度期末監査		22日 入会説明会
7.5	25日 理事会①	23日 理事会⑥	
	8日 三役部会長会議②	24日 安全就業サポート～30日 (3日)	
	9日 草刈講習会	7.11	11日 地区長会議②
	14日 入会説明会 安全就業サポート～16日 (3日)		14日 除雪講習会 各地区会議② ～30日
	15日 理事会②		19日 入会説明会
	19日 職員採用面接試験		21日 除雪講習会
	20日 総会リハーサル		26日 三役部会長会議⑥
	23日 定時総会		7.12
28日 三役会①	10日 三役会議② 17日 入会説明会		
7.6	3日 理事会③		8.1
	9日 地区長会議① (役員合同)	14日 三役部会長会議⑦	
	10日 各地区会議① ～30日	21日 入会説明会	
	13日 街頭啓発	23日 理事会⑧	
	17日 安全就業サポート～19日 (3日)	8.2	5日 雑巾縫いボランティア
	18日 入会説明会 (道シ連事業)		18日 入会説明会 20日 事業推進委員会② 25日 スマホ講習会
7.7	8日 安全就業サポート～10日 (3日)	8.3	5日 雑巾縫いボランティア
	23日 入会説明会 (道シ連事業)		6日 職員採用面接試験
	25日 事業推進委員会①		10日 地区長会議③ 各地区会議③ ～31日
	31日 三役部会長会議③		16日 三役部会長会議⑧
7.8	8日 理事会④	18日 入会説明会	
	18日 だて農業・漁業・大物産まつり出店企画会議①	23日 理事会⑨	
	20日 入会説明会 (道シ連事業)		
	21日 安全就業サポート～25日 (3日)		
	29日 だて農業・漁業・大物産まつり出店企画会議②		
7.9	10日 三役部会長会議④		
	17日 入会説明会 (道シ連事業)		
	18日 理事会⑤		
	24日 だて農業・漁業・大物産まつり出店企画会議③		
	25日 職員採用面接試験		
	26日 安全就業サポート		

1) 総会

会議名	開催年月日	議 事
定時総会	令和7年 5月23日	1. 報告事項 (1) 令和6年度収支補正予算 (2) 令和7年度事業計画 (3) 令和7年度収支予算 (4) 規則等の一部改正 2. 議題(承認事項) (1) 令和6年度事業報告 (2) 令和6年度決算報告 監査報告 (3) 定款の一部改正 (4) 役員を選任

2) 理事会

会議名	開催年月日	議 事
第1回理事会	令和7年 4月25日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績 (3) 各部会報告 (4) その他報告 (代表理事等の職務執行状況報告、入会説明会、 熱中症見舞金制度の加入) 2. 議 事 (1) 令和6年度事業報告 (2) 令和6年度決算報告 (3) 令和6年度期末監査報告 (4) 継続会員表彰の選任 (5) 役員を選任 (6) 令和7年度定時総会関連 (7) 第1回地区長会議及び地区会議について (8) 今後の行事・会議 (9) 次回理事会の日程
第2回理事会	令和7年 5月15日	1. 報告事項 (1) 入退会会員報告 (2) 事業実績 (3) 各部会報告 (4) その他報告 2. 議 事 (1) 総会出席有効会員数 (2) 街頭啓発について (3) シルバーボランティアについて (4) 第1回地区長会議について (5) 今後の行事・会議 (6) 次回理事会の日程
第3回理事会	令和7年 6月3日	1. 報告事項 (1) 令和7年度定時総会結果報告 (2) 入退会会員報告 (3) 事業実績 (4) 実施行事 (入会説明会、安全サポート) 2. 議 事 (1) 理事部会構成について (2) 第1回地区長会議及び地区会議について (3) 重要な使用人の選任、解任について (4) 今後の行事・会議 (5) 次回理事会の日程

第4回理事会	令和7年 8月8日	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入退会会員報告</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>(3) 実施行事について (第1回地区長会議・地区会議、街頭啓発、入会説明会、 シルバーボランティア、第1回事業推進委員会、三役部会長会議)</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 令和7年度第1回補正予算</p> <p>(2) ふれあい祭りの後継イベントについて</p> <p>(6) 今後の行事・会議</p> <p>(7) 次回理事会の日程</p>
第5回理事会	令和7年 9月18日	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入退会会員報告</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>(3) 安全適正就業委員会報告</p> <p>(4) 安全適正就業（傷害・物損事故）</p> <p>(5) 各部会報告</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) だて農業・漁業・大物産まつりへの出店に係る取組みについて</p> <p>(2) だて農業・漁業・大物産まつりへの出店について</p> <p>(3) 街頭啓発について</p> <p>(4) 今後の行事・会議</p> <p>(5) 次回理事会の日程</p>
第6回理事会	令和7年 10月23日	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入退会会員報告</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>(3) 安全適正就業委員会報告</p> <p>(4) 各部会報告</p> <p>(5) 上期監査報告</p> <p>(6) 平成7年度の職務執行状況報告</p> <p>(7) その他報告 (会員趣味の作品展)</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 令和8年度伊達市補助金要望額について</p> <p>(2) 第2回地区長会議及び地区会議について</p> <p>(3) だて農業・漁業・大物産まつりへの出店に関する検証等について</p> <p>(4) 今後の行事・会議</p> <p>(5) 次回理事会の日程</p>
第7回理事会	令和7年 12月5日	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入退会会員報告</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>(3) 安全適正就業委員会報告</p> <p>(4) 各部会報告</p> <p>(5) その他報告 (第2回地区長会議・地区会議、除雪講習、令和7年度 道シ連役員研修会等)</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 令和8年度配分金及び事務費について</p> <p>(2) スマホ講習会について</p> <p>(3) 女性会員拡大に向けた説明会について</p> <p>(4) 今後の行事・会議 (入会説明会等)</p> <p>(5) 次回理事会の日程</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 年末年始の事務局休業日について</p> <p>(2) 年末年始の資源庫施錠について</p>

第8回理事会	令和8年 1月23日	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入退会会員報告</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>(3) 各部会報告</p> <p>(4) 実施行事 (入会説明会)</p> <p>(5) 情報提供</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) D&O保険の加入について</p> <p>(2) 会員拡大褒賞について</p> <p>(3) 永年会員表彰について</p> <p>(4) だて農業・漁業・大物産まつりへの出店に係る検証</p> <p>(5) 令和8年度事業計画(案)</p> <p>(6) 令和8年度行事計画(案)</p> <p>(7) 補正予算</p> <p>(8) 今後の行事・会議 (女性会員の入会促進説明会、入会説明会、スマホ講習会、第2回事業推進委員会等)</p> <p>(9) 次回理事会の日程</p>
第9回理事会	令和8年 3月23日	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入退会会員報告</p> <p>(2) 事業実績</p> <p>(3) 各部会報告</p> <p>(4) 職員の採用</p> <p>(5) 代表理事、業務執行理事の職務執行状況</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 令和7年度補正予算(案)</p> <p>(2) 令和8年度事業計画(案)</p> <p>(3) 令和8年度収支予算(案)</p> <p>(4) 令和8年度行事計画</p> <p>(5) 令和7年度事業報告(案)</p> <p>(6) 規則等の一部改正</p> <p>(7) 令和8年度定時総会関連</p> <p>(8) 今後の行事・会議 (職員辞令交付、安全大会・安全講習等)</p> <p>(9) 次回理事会の日程</p> <p>3. その他</p> <p>(1) シルバーチラシの広報折込について</p>

令和7年度決算報告

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当期末	前期末	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	33,340	17,160	16,180
郵便振替口座	494,453	582,218	△ 87,765
普通預金	9,271,893	10,249,198	△ 977,305
未収金	9,669,507	7,677,455	1,992,052
前払金	197,619	190,358	7,261
流動資産合計	19,666,812	18,716,389	950,423
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	2,836,125	3,197,048	△ 360,923
財政運営資金積立資産	0	0	0
特定資産合計	2,836,125	3,197,048	△ 360,923
(2) その他固定資産			
建物	1	1	0
什器備品	2,089,084	2,141,512	△ 52,428
出資金	55,000	55,000	0
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	2,216,885	2,269,313	△ 52,428
固定資産合計	5,053,010	5,466,361	△ 413,351
資産合計	24,719,822	24,182,750	537,072
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	10,060,538	9,234,912	825,626
前受金	394,336	361,797	32,539
預り金	119,174	53,732	65,442
流動負債合計	10,574,048	9,650,441	923,607
2 固定負債			
退職給付引当金	2,836,125	3,197,048	△ 360,923
固定負債合計	2,836,125	3,197,048	△ 360,923
負債合計	13,410,173	12,847,489	562,684
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	11,309,649	11,335,261	△ 25,612
(うち、基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち、特定資産への充当額)	(2,836,125)	(3,197,048)	(△ 360,923)
正味財産合計	11,309,649	11,335,261	△ 25,612
負債及び正味財産合計	24,719,822	24,182,750	537,072

令和7年度 正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	177,281,977	169,936,502	7,345,475
受取配分金	140,296,937	135,081,791	5,215,146
受取材料費等	16,265,000	16,092,346	172,654
受取事務費	20,720,040	18,762,365	1,957,675
労働者派遣事業等受託収益	192,137	114,408	77,729
労働者派遣事業受託収益	192,137	114,408	77,729
介護予防・日常生活支援総合事業収益	872,450	742,460	129,990
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	760,654	668,214	92,440
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	111,796	74,246	37,550
受取会費	869,600	901,250	△ 31,650
正会員受取会費	499,200	514,050	△ 14,850
特別会員受取会費	5,400	7,200	△ 1,800
賛助会員受取会費	365,000	380,000	△ 15,000
受取補助金等	29,615,000	28,834,000	781,000
受取連合交付金	14,615,000	13,834,000	781,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	46,780	12,236	34,544
受取利息	15,780	6,071	9,709
雑収益	31,000	6,165	24,835
経常収益計	208,877,944	200,540,856	8,337,088
(2) 経常費用			
事業費	204,376,584	194,500,335	9,876,249
支払配分金	140,908,937	135,599,231	5,309,706
支払材料費等	16,546,330	15,595,864	950,466
給料手当	24,963,902	21,979,411	2,984,491
法定福利費	4,181,434	3,651,141	530,293
退職給付費用	1,444,700	1,930,305	△ 485,605
福利厚生費	51,039	45,330	5,709
会議費	79,619	105,460	△ 25,841
旅費交通費	602,658	670,499	△ 67,841
通信運搬費	874,512	990,123	△ 115,611
減価償却費	411,028	340,601	70,427
什器備品費	23,735	58,081	△ 34,346
消耗品費	600,824	763,070	△ 162,246
修繕費	78,177	72,698	5,479
印刷製本費	758,370	1,089,612	△ 331,242
光熱水料費	672,808	682,166	△ 9,358
賃借料	3,303,261	3,118,767	184,494
保険料	1,481,666	1,408,180	73,486

諸謝金	10,000	48,000	△ 38,000
租税公課	3,459,400	3,065,500	393,900
委託費	3,741,814	3,097,943	643,871
研修費	0	10,430	△ 10,430
訓練委託費	132,000	139,348	△ 7,348
支払手数料	40,910	36,295	4,615
雑費	9,460	2,280	7,180
管理費	4,526,972	4,396,574	130,398
役員報酬	1,300,000	1,228,000	72,000
給料手当	391,757	178,286	213,471
法定福利費	66,603	30,335	36,268
退職給付費用	32,467	16,758	15,709
福利厚生費	531	8,054	△ 7,523
会議費	20,117	14,596	5,521
役員等旅費交通費	217,763	229,509	△ 11,746
通信運搬費	66,860	52,449	14,411
什器備品費	0	9,878	△ 9,878
消耗品費	37,246	98,412	△ 61,166
印刷製本費	108,900	0	108,900
光熱水料費	24,972	28,032	△ 3,060
賃借料	132,543	128,384	4,159
保険料	94,710	90,040	4,670
租税公課	21,000	21,000	0
支払負担金	294,000	278,000	16,000
委託費	1,290,081	1,149,696	140,385
研修費	0	26,700	△ 26,700
支払手数料	16,260	16,890	△ 630
支払利息	142,486	136,164	6,322
貸倒損失	0	370,056	△ 370,056
雑費	268,676	285,335	△ 16,659
経常費用計	208,903,556	198,896,909	10,006,647
当期経常増減額	△ 25,612	1,643,947	△ 1,669,559
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 25,612	1,643,947	△ 1,669,559
一般正味財産期首残高	11,335,261	9,691,314	1,643,947
一般正味財産期末残高	11,309,649	11,335,261	△ 25,612
Ⅱ 正味財産期末残高	11,309,649	11,335,261	△ 25,612

令和7年度 正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計			その他 事業 会計	法人会計	合計
	シルバー人材 センター事業		計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受託事業収益	173,236,585	0	173,236,585	0	4,045,392	177,281,977
受取配分金	140,296,937		140,296,937		0	140,296,937
受取材料費等	16,265,000		16,265,000		0	16,265,000
受取事務費	16,674,648		16,674,648		4,045,392	20,720,040
労働者派遣事業等受託収益	192,137	0	192,137	0	0	192,137
労働者派遣事業受託収益	192,137		192,137		0	192,137
介護予防・日常生活支援総合事業収益	872,450	0	872,450	0	0	872,450
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	760,654		760,654		0	760,654
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	111,796		111,796		0	111,796
受取会費	434,800	0	434,800	0	434,800	869,600
正会員受取会費	249,600		249,600		249,600	499,200
特別会員受取会費	2,700		2,700		2,700	5,400
賛助会員受取会費	182,500		182,500		182,500	365,000
受取補助金等	29,615,000	0	29,615,000	0	0	29,615,000
受取連合交付金	14,615,000		14,615,000		0	14,615,000
受取市(区)町村補助金	15,000,000		15,000,000		0	15,000,000
雑収益	0	0	0	0	46,780	46,780
受取利息	0		0		15,780	15,780
雑収益	0		0		31,000	31,000
経常収益計	204,350,972	0	204,350,972	0	4,526,972	208,877,944
(2) 経常費用						
事業費	204,376,584	0	204,376,584	0	0	204,376,584
支払配分金	140,908,937		140,908,937			140,908,937
支払材料費等	16,546,330		16,546,330			16,546,330
給料手当	24,963,902		24,963,902			24,963,902
法定福利費	4,181,434		4,181,434			4,181,434
退職給付費用	1,444,700		1,444,700			1,444,700
福利厚生費	51,039		51,039			51,039
会議費	79,619		79,619			79,619
旅費交通費	602,658		602,658			602,658
通信運搬費	874,512		874,512			874,512
減価償却費	411,028		411,028			411,028
什器備品費	23,735		23,735			23,735
消耗品費	600,824		600,824			600,824
修繕費	78,177		78,177			78,177
印刷製本費	758,370		758,370			758,370
光熱水料費	672,808		672,808			672,808
賃借料	3,303,261		3,303,261			3,303,261
保険料	1,481,666		1,481,666			1,481,666

諸謝金	10,000		10,000			10,000
租税公課	3,459,400		3,459,400			3,459,400
委託費	3,741,814		3,741,814			3,741,814
研修費	0		0			0
訓練委託費	132,000		132,000			132,000
支払手数料	40,910		40,910			40,910
雑費	9,460		9,460			9,460
管理費					4,526,972	4,526,972
役員報酬					1,300,000	1,300,000
給料手当					391,757	391,757
法定福利費					66,603	66,603
退職給付費用					32,467	32,467
福利厚生費					531	531
会議費					20,117	20,117
役員等旅費交通費					217,763	217,763
通信運搬費					66,860	66,860
什器備品費					0	0
消耗品費					37,246	37,246
印刷製本費					108,900	108,900
光熱水料費					24,972	24,972
賃借料					132,543	132,543
保険料					94,710	94,710
租税公課					21,000	21,000
支払負担金					294,000	294,000
委託費					1,290,081	1,290,081
研修費					0	0
支払手数料					16,260	16,260
支払利息					142,486	142,486
貸倒損失					0	0
雑費					268,676	268,676
経常費用計	204,376,584	0	204,376,584	0	4,526,972	208,903,556
当期経常増減額	△ 25,612	0	△ 25,612	0	0	△ 25,612
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
退職給付引当金戻入益	0		0		0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産売却(除却)損	0		0		0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 25,612	0	△ 25,612	0	0	△ 25,612
一般正味財産期首残高	9,618,514	0	9,618,514	0	1,716,747	11,335,261
一般正味財産期末残高	9,592,902	0	9,592,902	0	1,716,747	11,309,649
II 正味財産期末残高	9,592,902	0	9,592,902	0	1,716,747	11,309,649

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から、伊達市地区事業所特定退職金共済給付額を控除した金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	3,197,048	2,812,077	3,173,000	2,836,125
合 計	3,197,048	2,812,077	3,173,000	2,836,125

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定資産				
退職給付引当資産	2,836,125	(0)	(0)	(2,836,125)
合 計	2,836,125	0	0	2,836,125

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	293,809	293,808	1
什器備品	3,617,794	1,528,710	2,089,084
合 計	3,911,603	1,822,518	2,089,085

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金						
運営補助金	国	0	14,615,000	14,615,000	0	—
運営補助金	市	0	15,000,000	15,000,000	0	—
合 計		0	29,615,000	29,615,000	0	

6. 退職給付関係

退職給付については伊達市地区事業所特定退職金共済制度に加入し、その制度による給付額を基本に支給する。尚、この給付額が退職金規定に定める支給額に満たない場合の支払財源として、退職付引当資産を積み立てている。

附 属 明 細 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価格
特定資産	退職給付引当資産	3,197,048	2,812,077	3,173,000	2,836,125
	特定資産計	3,197,048	2,812,077	3,173,000	2,836,125

2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	3,197,048	2,812,077	609,200	2,563,800	2,836,125

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金	手元保管	運転資金として	33,340	
預金	郵便振替口座(一般用)		447,883	
	郵便振替口座(空地草刈用)		46,570	
	普通預金伊達信用金庫本店		6,443,175	
	普通預金伊達信用金庫本店(独自事業)		0	
	普通預金北海道銀行伊達支店		1,239,793	
	普通預金北洋銀行伊達支店		1,588,925	
未収金	伊達市建設部 他	公益目的事業の受託事業契約金他	9,669,507	
前払金	伊達商工会議所 他	公益目的事業と法人管理に供する職員 特定退職金共済制度掛金他	197,619	
流動資産合計			19,666,812	
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	普通預金伊達信用金庫本店	公益目的事業と法人管理に供する 職員退職金支払財源として	2,836,125
その他 固定資産	建物	プレハブ物置 1棟	公益目的保有財産であり、シルバー 人材センター事業に使用している	1
	什器備品	書庫 2台		2
		書類保存庫 1台		1
		ロッカー 1台		1
		キャビネット 2台		132,591
		草刈機 2台		486,750
		冷暖エアコン 4台		802,972
		除雪機 1台		325,738
	溶接機 1台	341,029		
出資金	伊達市農協准組合員(100口)		50,000	
	伊達信用金庫(10口)		5,000	
電話加入権	1本	法人管理に使用している	72,800	
固定資産合計			5,053,010	
資産合計			24,719,822	
(流動負債)				
	未払金	3月分会員配分金 他	公益目的事業に供する配分金他	10,060,538
	前受金	令和8年度正会員会費 他	公益目的事業と法人管理に供する令和 8年度正会員会費他	394,336
	預り金	役職員源泉所得税 他	公益目的事業と法人管理による役職員 からの預り金他	119,174
流動負債合計			10,574,048	
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	公益目的事業と法人管理に供する 職員退職金支払に備えて	2,836,125
固定負債合計			2,836,125	
負債合計			13,410,173	
正味財産			11,309,649	

監査報告書

令和8年4月23日

公益社団法人伊達市シルバー人材センター

理事長 長橋 敏和 様

公益社団法人伊達市シルバー人材センター

監事 松本 達夫 

監事 吉田 卓哉 

私達監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの会計及び業務の監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告致します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて実施しました。
- (2) 業務監査については、理事から実施事業の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて実施しました。

2 監査の結果

- (1) 計算書類及び付属明細書は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計に準拠しており、正味財産の状況及び財政状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 事業報告及び付属書類の内容は真実であり、法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

(報告事項)

令和8年度 事業計画

1 基本方針（事業計画の概要）

当センターを取り巻く環境は人口減少と高齢化の急速な進行が続く中で、今なお変化の途上にあり、今後も状況の推移を的確に見極めながら柔軟な対応が求められてきています。

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は北海道平均より約5%、全国平均より約10%高いという地域性から「高齢者が健康で生きがいを持ち、地域社会の担い手として活躍できる環境を整えていく」ことが重要です。

令和8年度は、安全衛生に関する情報発信を積極的に行い安全衛生の徹底、高齢化ニーズに対応した就業機会の確保、会員数の維持そして拡大への取り組みにあたっては女性会員加入促進と活躍支援を十分考慮して進めてゆきます。

また、令和8年度税制改正大綱では消費税インボイス制度の経過措置の緩和が示されたものの、フリーランス法と相まって新たな契約方式への移行などの的確な制度対応を進めてゆきます。

そして、地域の環境保全、福祉の増進及び地域振興に寄与する社会貢献活動への参画を計画的に推進し、会員みなさんが地域社会の一員として活躍できる機会を創出するなど取り組んで参りますのでご理解と、より一層のご協力をお願いいたします。

2 事業目標

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 会員数 | 290人以上 |
| (2) 契約金額 | 178,512（千円）（派遣及び総合事業を含む） |

3 事業実施計画

(1) 新たな契約方式への移行への取り組み

フリーランス法の施行や消費税インボイス制度等の導入など近年の法制度改正を踏まえ、会員のみなさんの就業形態と契約内容の整合性を確保し法令順守と事業の安定的な継続を図る視点から新たな契約方式への移行を進めていきます。

① 令和8年度税制改正大綱では消費税インボイス制度の経過措置の緩和が示され、令和8年10月から仕入税額控除が50%が70%とされ20%の軽減となる見込みですが、現在の80%から70%へとなるため当センターの消費税負担は増化することが見込まれます。

② フリーランス法が令和6年11月に施行されたことと相まって発注者、シルバー人材センターそして会員のみなさんの三者間で包括契約を結び、発注者と会員のみなさんとの間でも業務委託契約が成立するよう新たな契約への移行を進めます。

新たな契約への移行によって副次的に生じる当センターの消費税負担の軽減を財政基盤の強化にもつなげてゆきます。

(2) 会員数の拡大に向けた取り組み

定年年齢延長の進展や新規入会者の高年齢化など、シルバー事業を取り巻く環境が大きく変化してきている中、当センターでは会員の確保・拡大に向けた取り組みについて、高年齢化率が高い地域実情や社会動向を注視し、これまでの取り組みに加え、女性会員の入会促進にも注力しながら多角的な検討を進めて参ります。

① 令和8年度も、毎月1回入会説明会を開催し、北海道シルバー人材センター連合会の「活躍人材確保育成事業」も積極的に活用していきます。

② 引き続き、市の協力を得て、市広報へのチラシの折込や掲載を行うとともに、会報「ふれあい」による情報発信を行い、ホームページによる情報発も含めてより効果的な広報活動について検討を進め実行してゆきます。

③ 伊達市をはじめ地域団体などとの連携を通して潜在的な就業ニーズや入会希望者の把握に努めます。また、地域の高齢者支援施策との連動など、協働による入会促進の可能性についても検討を進めます。

(3) 安全就業及び適正就業の推進への取り組み

会員の皆さんの多様な希望や能力に応じた適正就業の推進を図ります。北海道シルバー人材センター連合会の「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用し、刈払機取

扱作業安全衛生教育（労働安全衛生法に基づく講習）を実施することをはじめ、安全で安心して従事できる環境づくりを進めます。また、健康で継続的に活躍できるように安全衛生に関する情報提供や注意喚起を適宜行い事故防止と適正就業の意識向上を図られるよう取り組みます。

- ① これまでと同様に、年度の初めに安全大会を実施し安全宣言を行い、無事故地区表彰を行うことなどを通して、事故防止及び安全意識の高揚を図ります。
- ② 草刈作業や除雪作業の安全確保及び就業機会の確保を図るためこれまでと同様に講習会を実施します。特に刈払機取扱作業安全衛生教育（労働安全衛生法に基づく講習）を草刈作業が本格化する前のタイミングで行います。
- ③ 屋外の就業が本格化する4月から10月までの間、役員による安全就業サポート（パトロール）もこれまでと同様に継続して実施し事故防止に努めます。
- ④ 会員のみなさんへの安全衛生情報の発信を強化し、事故防止と適正就業の意識向上を図ります。

（4）就業機会の確保及び拡大への取り組み

高齢化率が高い地域実情を踏まえ地域住民の生活支援分野などに着目した就業機会の開拓や、地域企業の動向や進出企業の情報収集を継続的に行い、就業につながる可能性を幅広く探っていきます。また、行政や関係機関との連携を通じて、地域の状況に応じた就業分野の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

- ① 引き続き伊達市の「介護予防日常生活支援総合事業」に取り組み、就業機会の拡充に努めるとともに、地域住民の生活支援ニーズの把握に努め就業につながるよう取り組みます。また「害獣駆除業務委託事業」についても、駆除个体数が増加してきているなか、継続して取り組み地域の農業被害等の低減に貢献してゆきます。
- ② 労働者派遣事業については、就業機会の拡大に繋がるよう派遣先企業の発掘に努めます。
- ③ 地域内外の企業動向の把握に努め就業機会につながる可能性を探ります。進出企業や新規事業者の情報を収集し、会員のみなさんの活躍が期待できる分野を検討します。
- ④ 休止している「腐葉土」と「アロニア栽培」の独自事業は、会員の高齢化と後継者不足などの課題の克服が難航し、再開が困難なため、これらに替わる独自事業を模索し就業機会の確保、地域社会への貢献をめざします。

(5) 社会貢献活動への取り組み

地域社会に親しまれ、地域を担ってゆく役割を果たすため、環境保全、福祉の増進及び地域振興に寄与する社会貢献活動を積極的に推進します。

- ① だてまち美化サポート事業の一環として地域の環境美化を図るためゴミ拾い活動を継続して実施します。
- ② 女性会員が中心となり作成したウエスや雑巾を福祉施設等へ寄贈し、地域福祉の充実に貢献する取り組みとして継続して実施します。
- ③ 地域の春の一大イベントである「春一番伊達ハーフマラソン」にボランティアスタッフとして参加し、大会の円滑な実施に協力します。

(6) 組織体制の充実への取り組み

「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、会員の創意と工夫による組織運営に努めるとともに、会員から信頼される事務局業務運営に努めてまいります。

- ① 理事会及び部会等の運営の活性化に努め、役員の資質向上に寄与するための研修を実施します。
- ② 地区長会議・地区会議を開催し、時宜を得た情報提供を行うとともに、諸意見を把握し、会員と役職員の意思疎通を図りながら組織の活性化に努めます。
- ③ 職員の事務処理能力の向上に努め、業務の円滑な運営と効率化を推進します。
また、北海道シルバー人材センター連合会等が開催する各種の研修会や講習会に積極的に職員を派遣し、能力及び資質の向上に努めます。

(7) 財政基盤強化の取り組み

国の高齢者雇用促進施策等の影響を受け、当センターにおいても会員の減少や受注の減少など、事業運営は厳しい状況にあることから、効率的かつ健全な財政運営に努めて参ります。

- ① 持続的な事業運営ができるよう国及び市補助金の確保に努め、財政基盤の安定を図ります。
- ② シルバー事業の趣旨に賛同していただける賛助会員の確保に努めます。
- ③ 限られた財源を有効に活用できるよう経費の節減や業務の効率化を図り、財政基盤の強化に努めます。公益法人制度見直しに伴い、中期的収支均衡制度（5年）を有効に活用してゆきます。

報告第3号

令和8年度 収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	177,441,000	177,850,000	△ 409,000
受取配分金	140,000,000	140,300,000	△ 300,000
受取材料費等	16,000,000	16,600,000	△ 600,000
受取事務費	21,441,000	20,950,000	491,000
労働者派遣事業等受託収益	171,000	176,000	△ 5,000
労働者派遣事業受託収益	171,000	176,000	△ 5,000
介護予防・日常生活支援総合事業収益	900,000	934,000	△ 34,000
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	780,000	812,000	△ 32,000
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	120,000	122,000	△ 2,000
受取会費	900,000	890,000	10,000
正会員受取会費	518,000	516,000	2,000
特別会員受取会費	6,000	8,000	△ 2,000
賛助会員受取会費	376,000	366,000	10,000
受取補助金等	30,630,000	29,615,000	1,015,000
受取連合交付金	14,130,000	14,615,000	△ 485,000
受取市(区)町村補助金	16,500,000	15,000,000	1,500,000
雑収益	185,000	52,000	133,000
受取利息	25,000	17,000	8,000
雑収益	160,000	35,000	125,000
経常収益計	210,227,000	209,517,000	710,000
(2) 経常費用			
事業費	205,890,000	204,816,000	1,074,000
支払配分金	140,628,000	140,644,000	△ 16,000
支払材料費等	16,000,000	16,600,000	△ 600,000
給料手当	26,448,000	25,037,000	1,411,000
法定福利費	4,380,000	4,186,000	194,000
退職給付費用	1,736,000	1,448,000	288,000
福利厚生費	52,000	74,000	△ 22,000
会議費	90,000	125,000	△ 35,000
旅費交通費	635,000	740,000	△ 105,000
通信運搬費	926,000	877,000	49,000
減価償却費	421,000	414,000	7,000
什器備品費	0	24,000	△ 24,000
消耗品費	619,000	698,000	△ 79,000
修繕費	0	79,000	△ 79,000
印刷製本費	481,000	769,000	△ 288,000
光熱水料費	730,000	716,000	14,000

賃借料	3,341,000	3,383,000	△ 42,000
保険料	1,495,000	1,485,000	10,000
諸謝金	0	10,000	△ 10,000
租税公課	4,100,000	3,474,000	626,000
委託費	3,713,000	3,806,000	△ 93,000
研修費	15,000	0	15,000
訓練委託費	0	132,000	△ 132,000
支払手数料	57,000	57,000	0
雑費	23,000	38,000	△ 15,000
管理費	4,733,000	4,783,000	△ 50,000
役員報酬	1,192,000	1,326,000	△ 134,000
給料手当	409,000	397,000	12,000
法定福利費	69,000	67,000	2,000
退職給付費用	31,000	34,000	△ 3,000
福利厚生費	1,000	1,000	0
会議費	36,000	36,000	0
役員等旅費交通費	227,000	239,000	△ 12,000
通信運搬費	71,000	77,000	△ 6,000
消耗品費	45,000	39,000	6,000
印刷製本費	0	109,000	△ 109,000
光熱水料費	28,000	27,000	1,000
賃借料	143,000	162,000	△ 19,000
保険料	95,000	96,000	△ 1,000
諸謝金	0	10,000	△ 10,000
租税公課	22,000	21,000	1,000
支払負担金	340,000	349,000	△ 9,000
委託費	1,299,000	1,329,000	△ 30,000
支払手数料	35,000	35,000	0
支払利息	250,000	146,000	104,000
雑費	440,000	283,000	157,000
経常費用計	210,623,000	209,599,000	1,024,000
当期経常増減額	△ 396,000	△ 82,000	△ 314,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 396,000	△ 82,000	△ 314,000
一般正味財産期首残高	11,253,261	11,335,261	△ 82,000
一般正味財産期末残高	10,857,261	11,253,261	△ 396,000
II 正味財産期末残高	10,857,261	11,253,261	△ 396,000

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
特定資産取崩収入	2,744,000	3,173,000	△ 429,000
退職給付引当資産取崩収入	2,744,000	3,173,000	△ 429,000
投資活動収入計	2,744,000	3,173,000	△ 429,000
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	0	359,000	△ 359,000
什器備品購入支出	0	359,000	△ 359,000
特定資産取得支出	2,827,000	2,813,000	14,000
退職給付引当資産取得支出	2,827,000	2,813,000	14,000
投資活動支出計	2,827,000	3,172,000	△ 345,000

2. 借入金限度額

令和8年度における短期借入金限度額は、8,000千円とする。

3. 事業収益増加に連動する費用の特例

受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金・支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

令和8年度 収支予算書内訳表
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計			その他事業 会計	法人会計	合計
	シルバー人材 センター事業		計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受託事業収益	173,343,000	0	173,343,000	0	4,098,000	177,441,000
受取配分金	140,000,000		140,000,000			140,000,000
受取材料費等	16,000,000		16,000,000			16,000,000
受取事務費	17,343,000		17,343,000		4,098,000	21,441,000
労働者派遣事業等受託収益	171,000	0	171,000	0	0	171,000
労働者派遣事業受託収益	171,000		171,000			171,000
介護予防・日常生活支援総合事業収益	900,000	0	900,000	0	0	900,000
介護予防・日常生活支援総合事業費収益	780,000		780,000			780,000
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	120,000		120,000			120,000
受取会費	450,000	0	450,000	0	450,000	900,000
正会員受取会費	259,000		259,000		259,000	518,000
特別会員受取会費	3,000		3,000		3,000	6,000
賛助会員受取会費	188,000		188,000		188,000	376,000
受取補助金等	30,630,000	0	30,630,000	0	0	30,630,000
受取連合交付金	14,130,000		14,130,000			14,130,000
受取市(区)町村補助金	16,500,000		16,500,000			16,500,000
雑収益	0	0	0	0	185,000	185,000
受取利息	0		0		25,000	25,000
雑収益	0		0		160,000	160,000
経常収益計	205,494,000	0	205,494,000	0	4,733,000	210,227,000
(2) 経常費用						
事業費	205,890,000	0	205,890,000	0		205,890,000
支払配分金	140,628,000		140,628,000			140,628,000
支払材料費等	16,000,000		16,000,000			16,000,000
給料手当	26,448,000		26,448,000			26,448,000
法定福利費	4,380,000		4,380,000			4,380,000
退職給付費用	1,736,000		1,736,000			1,736,000
福利厚生費	52,000		52,000			52,000
会議費	90,000		90,000			90,000
旅費交通費	635,000		635,000			635,000
通信運搬費	926,000		926,000			926,000
減価償却費	421,000		421,000			421,000
消耗品費	619,000		619,000			619,000
印刷製本費	481,000		481,000			481,000
光熱水料費	730,000		730,000			730,000

賃借料	3,341,000		3,341,000			3,341,000
保険料	1,495,000		1,495,000			1,495,000
租税公課	4,100,000		4,100,000			4,100,000
委託費	3,713,000		3,713,000			3,713,000
研修費	15,000		15,000			15,000
支払手数料	57,000		57,000			57,000
雑費	23,000		23,000			23,000
管理費					4,733,000	4,733,000
役員報酬					1,192,000	1,192,000
給料手当					409,000	409,000
法定福利費					69,000	69,000
退職給付費用					31,000	31,000
福利厚生費					1,000	1,000
会議費					36,000	36,000
役員等旅費交通費					227,000	227,000
通信運搬費					71,000	71,000
消耗品費					45,000	45,000
光熱水料費					28,000	28,000
賃借料					143,000	143,000
保険料					95,000	95,000
租税公課					22,000	22,000
支払負担金					340,000	340,000
委託費					1,299,000	1,299,000
支払手数料					35,000	35,000
支払利息					250,000	250,000
雑費					440,000	440,000
経常費用計	205,890,000	0	205,890,000	0	4,733,000	210,623,000
当期経常増減額	△ 396,000	0	△ 396,000	0	0	△ 396,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
退職給付引当金戻入益	0		0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産売却(除却)損			0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 396,000	0	△ 396,000	0	0	△ 396,000
一般正味財産期首残高	9,536,514		9,536,514		1,716,747	11,253,261
一般正味財産期末残高	9,140,514	0	9,140,514	0	1,716,747	10,857,261
Ⅱ 正味財産期末残高	9,140,514	0	9,140,514	0	1,716,747	10,857,261

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

(1) 資金調達の見込みについて

配分金支払等に充てる運転資金として、伊達信用金庫より、当該事業年度末日を返済期日に、8,000千円の借入を予定しております。

(2) 設備投資の見込みについて

当年度中に重要な設備投資（除却又は売却を含む）の予定はありません。

報告第4号

1 退職金に関する規程の一部改正

(1) 改正の内容

- ① 退職金共済契約に定められた額が同規程第3条第1項で定める退職金の額に満たない場合に差額を支給するため積立てるため退職給付引当資産に積立てる退職給付引当金として管理する。(第3条第4項)
- ② 同規程第3条で定める嘱託職員の退職金を支給するため、退職給付引当資産に積立てるとともに、退職給付引当金として管理する。(第3条に第4項を追加する)
- ③ 追加する第3条第4項の退職給付引当資産の取扱いを別途定める。(第3条に第5項を追加する)

(2) 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>(退職金の額)</p> <p>第3条 職員の退職金の額は、退職時の基本給月額に別表の支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前条に規定する「退職金共済契約」に定められた額を基本とし、この給付額が基準により定められた支給額に満たない場合は差額を支給する。</p> <p>3 嘱託職員の退職金は、採用されたときの給与1か月分を積立し、その額とする。</p> <p>4 <u>第2項の規定により差額を支給するため及び第3項の規定による退職金を支給するため、退職給付引当資産に積立てるとともに、退職給付引当金として管理する。</u></p> <p>5 <u>前項の退職給付引当資産の取扱いについては、別に定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、公益社団法人伊達市シルバークリニカルセンター設立登記の日から適用する。</p> <p>平成24年2月19日 改定 平成24年4月1日より適用 平成26年2月21日 改定 平成26年4月1日から適用 令和元年9月13日 改定 令和元年9月13日から適用 令和2年3月13日 改定 令和2年4月1日 から適用 令和8年3月23日 改正 令和7年8月8日 から適用</p>	<p>(退職金の額)</p> <p>第3条 職員の退職金の額は、退職時の基本給月額に別表の支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前条に規定する「退職金共済契約」に定められた額を基本とし、この給付額が基準により定められた支給額に満たない場合は差額を支給する。</p> <p>3 嘱託職員の退職金は、採用されたときの給与1か月分を積立し、その額とする。</p> <p>附 則 この規程は、公益社団法人伊達市シルバークリニカルセンター設立登記の日から適用する。</p> <p>平成24年2月19日 改定 平成24年4月1日より適用 平成26年2月21日 改定 平成26年4月1日から適用 令和元年9月13日 改定 令和元年9月13日から適用 令和2年3月13日 改定 令和2年4月1日 から適用</p>	<p>改正 (第4項、第5項の追加)</p>

別表

勤続期間 (年)	支給率		勤続期間 (年)	支給率	
	普通退職	定年退職		普通退職	定年退職
1	0.600	-	21	19.980	22.200
2	1.200	-	22	21.060	23.400
3	1.800	-	23	22.140	24.600
4	2.400	-	24	23.220	25.800
5	3.000	-	25	24.300	27.000
6	4.500	-	26	25.380	28.200
7	5.250	-	27	26.460	29.400
8	6.000	-	28	27.540	30.600
9	6.750	-	29	28.620	31.800
10	7.500	-	30	29.700	33.000
11	8.880	-	31	30.780	34.200
12	9.760	-	32	31.860	35.400
13	10.640	-	33	32.940	36.600
14	11.520	-	34	34.020	37.800
15	12.400	-	35	35.100	39.000
16	13.280	-	36	36.180	40.200
17	14.160	-	37	37.260	41.400
18	15.040	-	38	38.340	42.600
19	15.920	-	39	39.420	43.800
20	16.800	-	40	40.500	45.000

別表

勤続期間 (年)	支給率		勤続期間 (年)	支給率	
	普通退職	定年退職		普通退職	定年退職
1	0.600	-	21	19.980	22.200
2	1.200	-	22	21.060	23.400
3	1.800	-	23	22.140	24.600
4	2.400	-	24	23.220	25.800
5	3.000	-	25	24.300	27.000
6	4.500	-	26	25.380	28.200
7	5.250	-	27	26.460	29.400
8	6.000	-	28	27.540	30.600
9	6.750	-	29	28.620	31.800
10	7.500	-	30	29.700	33.000
11	8.880	-	31	30.780	34.200
12	9.760	-	32	31.860	35.400
13	10.640	-	33	32.940	36.600
14	11.520	-	34	34.020	37.800
15	12.400	-	35	35.100	39.000
16	13.280	-	36	36.180	40.200
17	14.160	-	37	37.260	41.400
18	15.040	-	38	38.340	42.600
19	15.920	-	39	39.420	43.800
20	16.800	-	40	40.500	45.000

1 退職給付引当資産管理規程の制定

- (1) 改正の内容
退職金に関する規程の一部改正を行い第3条第5項で「退職給付引当資産の取扱いについては、別に定める。」と規定した規程を新たに制定する。

(2) 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>公益社団法人 伊達市シルバー人材センター 退職給付引当資産管理規程</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター(以下「センター」という。)職員の退職給付に充てるため計上した退職給付引当資産の適正な管理及び運用について必要な事項を定め、財務の健全性を確保することを目的とする。(定義) 第2条 この規程において「退職給付引当資産」とは、職員の退職給付の支払いに備えるため、会計基準に基づき計上する引当資産をいう。(管理の原則) 第3条 退職給付引当資産に係る資金は、職員の退職給付の支払いに備える資金として適正に管理しなければならない。 2 退職給付引当資産は、その目的以外に使用してはならない。(資金の管理) 第4条 退職給付引当資産に相当する資金は、必要に応じて次の方法により管理するものとする。 1 退職給付引当資産への積立て(所定預金口座) 2 理事長は、退職給付引当金の資産状況を常に把握し、適正な資金管理に努めなければならない。(一時流用) 第5条 第3条第2項の規定にかかわらず、資金繰り上やむを得ない事情がある場合には、退職給付引当資産を一時的に他の支出に流用することができる。 2 一時流用を行う場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急やむを得ない場合は理事長の決裁により行い、次の理事会に報告するものとする。 3 一時流用した資金は、退職給付の支払いに支障のないよう、速やかに原資に還元しなければならない。</p>		

(報告)

第6条 理事長は、退職給付引当資産の管理状況及び一時流用の状況について、毎事業年度終了後、理事会に報告するものとする。

(監査)

第7条 退職給付引当資産の管理状況については、監事の監査を受けるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和8年3月23日制定する
この規程は、令和7年8月8日から適用する

資 料

- ・令和8年度継続会員被表彰者 . . . 資料 - 1
- ・定款 資料 - 2 - ①～⑤
- ・賛助会員名簿 資料 - 3

令和8年度 継続会員表彰

満25年、20年、15、10年以上にわたり会員として事業の発展に貢献されました。

(入会順、敬称略)

25年 (1名) 7地区 鈴木 紀子

20年 (2名) 1地区 佐々木けい子 2地区 二井田 弘行

15年 (10名) 6地区 寺田 勝巳 12地区 島 博信
2地区 佐藤 京子 4地区 青山 實
7地区 鈴木 保男 12地区 遠藤 信子
9地区 鈴木 千鶴子 4地区 鈴木 忠好
6地区 水谷 賢彦 11地区 泉山 信子

10年 (9名) 7地区 櫻井 高志 4地区 尾上 明美
8地区 名須川 智恵子 2地区 盛 和子
12地区 白梅 政利 10地区 青山 幸子
5地区 北村 文雄 12地区 江下 博幸
6地区 石澤 文英

公益社団法人伊達市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を北海道伊達市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者その他の高齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助し、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業の確保及び提供
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (4) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号に該当する者

ア 伊達市に居住する、原則として60歳以上の健康な者

イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 伊達市に居住するもので、センターに功労があった者又は事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事長が推薦した者

(3) 賛助会員 伊達市に住所又は事務所がある個人又は団体であつてセンターの目的に賛同し、その事業に協力するもの。

(会員の資格の取得)

第6条 センターの会員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正特会員は、總會において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、總會において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 正特会員が次のいずれかに該当する場合には、總會において正特会員の総数の半数以上であつて、正特会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該正特会員を除名することができる。この場合においてセンターは、当該正特会員に対し、当該總會の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ總會において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員については、正当な理由がある場合に、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 「削除」
- (2) 伊達市に居住しなくなったとき。
- (3) 失踪宣告を受け、又は死亡したとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。

第3章 会 員

- (5) 正持会員全員の同意があったとき。
(6) 1年以上会費を滞納したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第111条 総会は、すべての正持会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第112条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正持会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第113条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

- 第114条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。

- 2 正持会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正持会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第115条 総会の議長は、当該総会において出席した正持会員の中から選出する。

(議決権)

- 第116条 総会における議決権は、正持会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第117条 総会の決議は、総正持会員の議決権の過半数を有する正持会員が出席し、出席した当該正持会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正持会員の半数以上であって、総正持会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正持会員の除名

- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更

- (4) 解散

- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第119条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第118条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第119条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内

- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名又は2名を副理事長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の副理事長のうち1名及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 センターの理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の關係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

- 3 センターの監事には、センターの理事（親族その他特殊の關係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の關係があつてはならない。

- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、センターの業務を処理する。

- 5 代表理事である理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超えたる間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) センターの業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
 - (4) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をすおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること。
 - (6) 前号に規定する場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。
 - (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (8) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をすおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- (役員の任期)
- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は解任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員解任)
- 第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、正会員の総数の半数以上であって、正特会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって行われなければならない。
- (役員の報酬等及び費用)
- 第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給すること

とができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- (招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込

みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第35条 削除

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 定款は、総会の決議によって変更することができる。
(解散)

第37条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 センターが公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。
(残余財産の帰属)

第39条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈るものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 センターに事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第42条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 雑則

(出資)

第43条 センターが保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 センターの最初の理事長は浅田吉彦、副理事長は中村幸雄及び能戸友治、業務執行理事は、的場重一とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は

平成23年6月22日	改正
平成23年6月22日から	適用
平成25年5月31日	改正
平成25年5月31日から	適用
平成26年3月24日	改正
平成26年10月1日から	適用
平成29年5月26日	改正
平成29年5月26日から	適用
令和3年3月25日	改正
令和3年6月25日から	適用
令和7年5月23日	改正
令和7年5月23日から	適用

賛助会員

※五十音順 敬称略

No.	会員名	No.	会員名
1	浅水建設(株)	31	(株)伊達浄化センター
2	アルファFP行政書士事務所	32	伊達商工会議所
3	医療法人社団 いぶり腎泌尿器科クリニック	33	伊達消費者協会
4	有珠石油(株)	34	宗教法人 伊達神社
5	大本願道場院 有珠善光寺	35	伊達信用金庫
6	(有)エムティ宅建	36	(株)ダテックス
7	大高酵素(株)	37	(株)伊達燃料
8	小野拓司法書士事務所	38	伊達林業機械(有)
9	おのでんき	39	胆西運輸(株)
10	小山田保険事務所	40	ナイトインオーロラ
11	(有)菓子処 久保	41	(株)中井英策商店
12	ビジネスホテルキャッスル	42	(株)永井組
13	(有)共立印刷	43	(株)畑商会
14	税理士法人 栗橋会計事務所	44	(株)早瀬商店
15	(株)恵新自動車学園 伊達自動車学校	45	(有)フォーユー
16	(株)小杉築炉	46	不二工営(株)
17	小松建設(株)	47	プライフーズ(株)
18	一般財団法人 自然公園財団	48	(株)ホクイー
19	市役所通り商店街振興組合	49	(株)北海道銀行 伊達支店
20	(株)寿浅	50	北海道糖業(株) 道南製糖所
21	須藤建設(株)	51	北紘建設(株)
22	(有)相馬不動産管理	52	堀博志行政書士事務所
23	(株)ダスキン洞爺	53	(株)松原はなや
24	DATTEL(株)	54	(株)丸岩伊達木工場
25	(株)伊達観光物産公社	55	医療法人社団倭会 ミネルバ病院
26	(株)伊達クリーニング	56	(有)村上印刷
27	伊達建設事業協同組合	57	山本産業(株)
28	(有)だてこん	58	(株)ランディック
29	(株)伊達斎場	59	ワカサリゾート(株)
30	伊達市農業協同組合		

令和8年4月1日現在

